

福山市立女子短期大学に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴短期大学は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総評

貴短期大学は、女子の高等教育への期待の高まりを受け、1963（昭和38）年4月に家政科および保育科の2学科を設けて開学した学校法人増川学園を母体としている。1974（昭和49）年に福山市に移管されて福山市立女子短期大学となり、現在に至るまで福山市の「知」の拠点としての役割を担っている。

開学時の「愛と知と実践の花ひらき満つ女性を育てる」という教育理念を受け継ぎつつ、福山市立女子短期大学となってからは、社会のニーズに合わせてこれを「人間力」・「社会力」・「実践力」に改定し、女子の高等教育機関として有能な人材を育成してきている。1990（平成2）年には、家政科を生活学科と改称し、4つの専攻を設け、2000（平成12）年には同学科に専攻を1つ増やすなど、たえず福山市における女子高等教育のあり方を模索し、改革を行ってきた。

しかし、貴短期大学は2010（平成22）年度をもって学生募集を停止し、2011（平成23）年4月には4年制大学として、新たに開学する予定となっている。4年制大学化に向けてさまざまな計画がなされているが、それによって本来短期大学として改善していかなければならないことが滞っている。そのことによって学生に対して不利益が生じたり、問題解決に対してなおざりにならないよう最後まで丁寧な教育を期待したい。地域に根ざした歴史ある短期大学の教育、特に学生指導において培ったことを新たな大学へ十分につないでいくことが今後の使命であろう。

III 短期大学に対する提言

1. 理念・目的・教育目標

理念に基づき、「高等学校教育の基礎のうえに、実際的な専門の学芸を教授研究し、社会の文化及び福祉の向上に寄与貢献する有為の女性を育成すること」を目的として学則に定めている。また、生活学科では「生活者としての視点から応用力のある有能な社会人及び職業人として活躍できる人材を育成すること」を、保育科では「豊かな感性と高い専門性を併せ持つ実践力のある保育者を育成すること」を教育目標としている。しかし、こうした教育目標や理念はホームページや学生便覧に掲載し周知を図っているが、

福山市立女子短期大学

媒体によって「理念」が「教育目標」になっているなど、使い分けに混同が生じている一面があるので、整合性をとるよう再考する必要がある。

2. 教育研究組織

家政科と保育科を持つ学校法人増川学園「福山女子短期大学」から移管された後、一貫した理念のもと、社会のニーズに沿った教育・研究組織を整備している。現在、生活学科、保育科が設置され、このうち生活学科は生活学専攻・生活保健専攻・生活福祉専攻・社会生活専攻・生活創造専攻の5専攻、さらに生活学専攻は家庭生活コース・食環境コースの2コース、生活創造専攻は音楽コース・美術デザインコース・環境デザインコースの3コースに分かれている。

また、2003（平成15）年に「開かれた大学づくり」のために研究教育公開センターを開設し、プロジェクト研究や公開講座などを組織化して行い、地域社会に大学の教育・研究成果を還元している点は評価できる。

3. 学科・専攻科の教育内容・方法等

（1）教育内容等

生活学科、保育科ともに、基礎ゼミを初年次教育として位置づけ、理念である「人間力」・「社会力」・「実践力」を身につけるための教育課程が体系化されていることは評価できる。特に、生活学科は5つの専攻と5つのコースを設け、学生の多様なニーズに応えるべく、教養科目と専門科目のバランスを考えた教育課程となっている。

しかし、保育科や生活学科の一部の専攻において必修科目と選択科目の配置に不均衡が見られ、結果として学科・専攻において卒業要件単位数の不均衡および時間外予習・復習等の時間の確保不足などの問題が生じているので、カリキュラムや卒業要件の見直しが望まれる。

なお、広島県の無形民俗文化財に指定されている「二上りおどり」をいくつかの授業に取り入れ、「現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代GP）」にも採択されており、教育改革の一端を担うものと評価できる。

一、助言

- 1) 卒業要件単位数が多いので、資格・免許を取得するための単位数を卒業要件にすることが妥当であるかどうかを見直すことが望まれる。

（2）教育方法等 （3）国際交流 （4）学位授与

履修指導が入学直後のオリエンテーションや基礎ゼミ、卒業研究ゼミなどをおおしてきめ細やかに行われている。1年間に登録できる単位数の上限は設けられていないが、

福山市立女子短期大学

学生の学習効果を上げ、単位の実質化を図るために、検討が望まれる。シラバスについては全科目を網羅した冊子が作成され、様式は統一されているものの、授業計画の記述が不十分な科目が散見されるので、今後、内容の検討と統一が望まれる。

教育改善につながるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は講演会や討論会などをおして行われており、学生による授業評価についても貴短期大学の理念・教育目標に沿った独自のアンケート様式に従って行われている。しかし、結果は学生への公表まで至らず、結果の活用は各教員に任されているので、授業改善が組織的に行われるよう具体的な検討が求められる。また、授業科目が多様なため、共通した授業評価が困難であるとしているが、授業内容や授業方法に適した方法を検討することが望まれる。

国際交流については、設置学科の性質上実施が困難な面もあるが、今日のグローバル化に即した対応策を講じることを期待したい。

一、助言

- 1) 学生による授業評価の結果が学生に公表されておらず、また結果の活用も各教員に任されているので、授業改善に向けた組織的な活用が望まれる。

4. 学生の受け入れ

貴短期大学は、理念・目標に応じた適切な学生の受け入れ方針を定めており、その方針に従って、公正で透明性の高い受け入れを行い、恒常的に制度の検証を行っていることは評価できる。選抜方法については、基礎学力や修学意欲を確認するために、大学入試センター試験利用の一般入試と推薦入試が適切に運用されている。さらに、募集方法の周知については、大学案内、ホームページおよびオープンキャンパスなどを通じて幅広い広報活動が見られる。

学生の受け入れにおいて、一般入試で定員の4割を確保できる状況は、短期大学全体の現状から見ると評価できる。ただし、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率において全体としては問題がないが、専攻によっては高いところがあり、受験生のニーズを把握するなど適切な定員管理に向けた工夫が必要である。

5. 学生生活

学生が学習に専念できるよう、学生の生活支援体制として、特に2008（平成20）年度から「心とからだの相談室」を開設し、臨床心理士や社会福祉士または保健師などの有資格者を配置していることは評価できる。また、セクシュアル・ハラスメント防止に関するパンフレットを作成して、学生に配布し、相談窓口を設けるなど、適切な対策が講じられている。

進路選択支援に関しては、キャリアデザインセンターを立ち上げ、就職相談員を配置

福山市立女子短期大学

して、学生委員およびゼミチューターとの緊密な連携のもと、学生を支援している。こうした活動の成果は高い就職率に現れており、高く評価できる。

また、経済的な支援については、奨学金制度のほか、授業料減免制度および徴収猶予制度もあることから適切に行われている。

学生生活満足度アンケート調査において、全体的に学生の満足度が高いことから、学生生活の支援はおおむね適切に行われているといえる。

一、長 所

- 1) 2002 (平成 14) 年度にキャリアデザインセンターを設置し、2005 (平成 17) 年度からは基礎ゼミ、卒業研究ゼミチューター制度を導入して、きめ細やかな教育や職業意識啓発に取り組んだ結果、従来 80% 台であった就職率が 2007 (平成 19) 年度に 95.6% になったことは高く評価できる。

6. 研究活動と研究環境

専任教員の研究活動に必要な研究室や研究費は保障されている。また、全学的な取り組みとして、2008 (平成20) 年度に福山市観光協会からの委託を受けて、「ふくやま学」の探求・創造のための研究活動を積極的に行い、『鞆に見る歴史のロマン (鞆の歴史観光トレイル)』として冊子を作成したことは評価できる。

しかし、研究成果としては学内学会誌や『研究教育公開センター年報』での公表が圧倒的に多く、学外学会における活躍や発表が少ないことから、研究活動を活発化させ、学外における研究成果の発表を増やすことが必要である。また、文部科学省の科学研究費補助金などの外部資金を獲得するための研究支援体制の充実が望まれる。

なお、研究倫理に関する規程等が設けられていないので、早急に策定することが望まれる。

7. 社会貢献

1988 (昭和 63) 年から「市民大学」を開設し、貴短期大学の持つ「知の集積」を市民に開放しながら、市民の持つ「知や技の蓄え」を受け入れるシステムを構築してきた。2003 (平成 15) 年に、市民大学を改組して研究教育公開センターを設置し、センターを中心に福山市の「知」の拠点としての役割を果たすべく、公開講座を積極的に行っていることは、多くの受講者数からもうかがえ高く評価できる。

また、学生が福山地域の伝統文化「二上りおどり」の具体的な学びをとおして、地域に愛着を持ち、市民と交流しながら心身の健康増進を図っていることは地域貢献を具現化したもので、評価に値する取り組みである。

福山市立女子短期大学

一、長 所

- 1) 2003（平成 15）年 4 月から、開かれた大学づくりのために研究教育公開センターを開設し、プロジェクト研究や公開講座などを組織化して行い、2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度までの 3 年間に開講した 228 もの公開講座には、参加人員が 4,600 人を超えるなど、その地域貢献度の高さは評価できる。
- 2) 公開授業として市民と「二上りおどり」を踊ったり、市内の保育所や幼稚園、子ども行事等に学生が出前公演をするなどして、福山地域の伝統文化の継承に教職員と学生が一体になって取り組み、短期大学としてできる地域貢献を具現化していることは評価できる。

8. 教員組織

教員の任免、昇格などは明文化された基準と手続きに従い公正に行われている。専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、専任教員 1 人あたりの在籍学生数も適切である。しかし、生活学科では、教員数に余裕がない専攻があるほか、51～60 歳の教員の割合が多く年齢構成に偏りが見られ、また男女構成もアンバランスであるので、今後の人事計画において考慮することが望まれる。

また、生活保健専攻では、専門教育における必修科目の専兼比率が前期で 42.9%、後期で 40.0%と低く、改善が望まれる。専任教員の担当授業時間数としては全体的には妥当といえるが、一部の教員に負担が多いので偏りがないよう配慮する必要がある。

一、助 言

- 1) 生活学科では、51～60 歳の専任教員が 44.0%と多く、特に 50 歳代後半に集中しているので、全体的なバランスを保つよう改善の努力が望まれる。

9. 事務組織

事務局は本庁の企画総務局のもとに、女子短期大学事務局として位置づけられている。事務局長以下専従の職員 9 名と常勤嘱託職員 1 名を配置し、予算経理をはじめ、教務・学生生活にかかわることや、図書館業務、さらに寮にかかわることなど多面にわたる業務を効率的に行っている。教学組織との関係においても連携・協力体制が構築されている。

職員の研修については、福山市が実施する研修に参加することが多いので、短期大学職員として必要な知識を得るためのスタッフ・ディベロップメント（SD）研修が計画的に行われることを期待したい。

福山市立女子短期大学

10. 施設・設備等

校地・校舎面積は短期大学設置基準を大きく上回り、学生の学習環境に必要な施設・設備はおおむね整えられている。

しかし、校舎は築 40 年を経過しており、老朽化と耐震基準を満たしていない状況は看過しがたく、学生・教職員の安全性を確保するよう早急な対策が求められる。2010（平成 22）年からの 4 年制大学への移行に伴い、キャンパスも新しい土地へ移転することが決定しているが、建物の安全性の確保については今後も十分に注意を払う必要がある。さらに、図書館以外はバリアフリー化に対応していないので、その他の施設においても対策がとられるよう期待する。

管理体制としては、維持・管理の責任者である事務局長と本庁との連携で行われており、学生生活の安全保障が担保されるものとなっているが、事故防止・対策マニュアルが 2009（平成 21）年 3 月に策定されたことは後手に回った感は否めない。また、キャンパスが広いことから不審者対策などにも十分な配慮をする必要がある。

一、助言

- 1) 建物が老朽化し、耐震基準を満たしていないので、2011（平成 23）年の新キャンパス移転までの間、安全性を確保するよう早急な対策が求められる。
- 2) 図書館以外はバリアフリーに対応していないので、障がい者に対しても広く門戸を開放する観点から、改善が必要である。

11. 図書館および図書・電子媒体等

市民に開放することを念頭において 1996（平成 8）年に新築された図書館は、1 階部分がキャンパス・アメニティ空間となっている。図書館の閲覧座席数は 115 席で、その他視聴覚コーナーなどの設備も整っている。さらに、全国の大学論文検索が可能な N I I 論文情報ナビゲーターを導入し、他大学との相互協力体制をとっていることは評価できる。

しかし、蔵書数については図書が 80,158 冊と十分ではなく、学生の満足度アンケートにおいても不満が見えるので、充実させることが望まれる。また、2007（平成 19）年度の利用者数、貸出冊数の減少についてはその原因を精査することを望む。

さらに、現在は平日の閉館時間が 18:30、土曜日・日曜日は閉館となっているが、開館時間の延長および開館曜日を検討し、学生からの要望に応じていくことが望まれる。

12. 管理運営

学長の選任は「学長選考規程」および同細則に沿って適切に行われ、その役割についても「福山市事務組織規則」第 197 条に明記されており、貴短期大学の公務についての

福山市立女子短期大学

最終的な意思決定においても、その権限は明確になっている。また、教授会の運営やその他教授会に必要な事項は「教授会規程」に定められ、管理運営をスムーズなものとしている。

なお、「人事委員会」、「入学試験委員会」、さらに貴短期大学の将来構想を検討・審議する「整備構想委員会」等の委員長は学長が務め、大学運営のトップの意思が十分反映できるシステムとなっている。

13. 財務

2007(平成19)年度決算によれば、貴短期大学の収入は、授業料等の特定財源が43.1%、市税等の一般財源が56.9%であり、支出は、人件費が82.8%、教員配分予算執行額(教育・研究用)が2.9%である。ここ数年間の収支状況は、同様の構成比率であり、わずかに減少傾向にあるが、比較的安定的に推移している。しかし、一般財源は年々削減され、2007(平成19)年度実績は、2002(平成14)年度に比べ17.9%の減少となっている。

こうした状況を受け、貴短期大学では1つの方策として外部資金を積極的に獲得することの必要性をあげており、科学研究費補助金をはじめ外部資金の獲得に向けて組織的に取り組むことが望まれる。それにより、「学生への教育に直接影響がある経費に係る予算は最大限確保」することも併せて望まれる。

予算の執行については市の会計規則に則して行われ、財務監査は、市の監査委員によって行われていることから、現状では特段の問題はないと判断する。

14. 自己点検・評価

1997(平成9)年に自己点検・評価を推進することを目的として「自己評価委員会」を設置し、規程にその役割を明記している。また、2006(平成18)年度には本協会の認証評価の試行事業を受審しており、自己点検・評価に前向きに取り組む姿勢は評価できる。試行評価のときに勧告として指摘された事項はこのたび解消していることに真摯な態度がうかがえる。さらに、自己点検・評価を検証する組織として「外部評価委員会」を設置していることも客観的データを得るものとして評価できる。

しかし、今回提出された『自己点検・評価報告書』には2011(平成23)年4月に開学する予定である4年制大学への移行を前提に自己点検・評価が行われている姿勢が随所に見られるが、いまある貴短期大学を真摯に点検することが重要であり、短期大学としてすべての学生を社会に送り出すまで、在籍する学生の利益第一で考えることを期待したい。

福山市立女子短期大学

15. 情報公開・説明責任

貴短期大学の設置者が福山市であることから、財政状況をはじめ、教育内容、入学試験状況などは適宜福山市議会へ報告され、また市広報紙『広報ふくやま』をとおして市民に公開されている。さらに、それらは福山市のホームページなどでも適切に情報公開され、説明責任を果たしている。しかしながら、貴短期大学への理解を促進するため独自の情報公開・説明責任についても検討が望まれる。また、今回提出された『自己点検・評価報告書』もホームページ等において公表することを期待したい。

個人情報の保護に関しては、福山市の個人情報保護条例に基づいて行われ、教職員への研修会のみならず、学生の講義にも取り入れて啓発を促している点は評価できる。

以 上

「福山市立女子短期大学に対する認証評価結果」について

貴短期大学より2009（平成21）年1月30日付文書にて、2009（平成21）年度の短期大学認証評価を申請された件につき、本協会短期大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴短期大学の評価を行うために福山市立女子短期大学評価分科会を設置し、本協会が設定している「短期大学基準」への適合状況を判定するために、提出された自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴短期大学の意見も十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。

(1) 短期大学認証評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成しました。これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめ、福山市立女子短期大学評価分科会において、同（原案）をもとに討議を行い、その結果に基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、短期大学財務評価分科会を構成する委員が評価所見を作成し、これをもとに短期大学財務評価分科会で審議した結果を、主査が分科会報告書（案）として取りまとめました。各分科会報告書（案）は貴短期大学に送付し、これをもとに実地視察を行いました。

実地視察では、分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

その後、同報告書（最終）をもとに作成した「評価結果」（素案）を短期大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴短期大学に送付しました。同委員会案については、意見申立の手続きを経て短期大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（具体的な評価の手続き・経過については資料2「福山市立女子短期大学に対する短期大学認証評価のスケジュール」を参照）。

なお、「評価結果」は、学校教育法第110条第4項に基づき、貴短期大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 短期大学認証評価結果の構成

認証評価結果は、「Ⅰ 認証評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 短期大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」の項では、短期大学基準の適合の可否について記してあります。

なお、最終の評価結果を出す時点で当該短期大学の今後の動向を見極める必要があると判断した場合には、短期大学基準の適合の可否の決定を保留することもあります。

「Ⅱ 総評」の項では、評価結果全体にわたる総合的所見を記してあります。

「Ⅲ 短期大学に対する提言」は、短期大学の長所をさらに伸長させる観点から提示する「長所」と、問題点に対する「勧告」、「助言」で構成されています。「勧告」、「助言」はいずれも短期大学の改善・改革に資するために提示する点で共通しますが、「勧告」は、短期大学としてふさわしい最低要件を充たしていない事項や、改善・改革への取り組みが充分でない事項に対し義務的に改善を求めるものです。一方、「助言」は、短期大学としてふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示するもので、それらにどう対応するかは原則として各短期大学の判断に委ねられています。

(3) 改善報告書の提出について

認証評価結果において、「勧告」もしくは「助言」事項が示された短期大学は、同事項への改善状況や対応状況を改善報告書として取りまとめ、原則として2013（平成25）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

福山市立女子短期大学資料1—福山市立女子短期大学提出資料一覧

福山市立女子短期大学資料2—福山市立女子短期大学に対する短期大学認証評価の
スケジュール

提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1) 点検・評価報告書 主要点検・評価項目の記載状況（点検・評価報告書ファイルの一番上に綴じてください。）	
(2) 短期大学基礎データ 専任教員の教育・研究業績（表14、15 別冊）	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学科、専攻科等の学生募集要項	2009年度入学生用福山市立女子短期大学 学生募集要項
(2) 短期大学、学科、専攻科等の概要を紹介したパンフレット	2009年度入学生用福山市立女子短期大学案内
(3) 学科、専攻科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a. 学生便覧、履修要項等 b. 授業概要
(4) 学科、専攻科の年間授業時間割表	2008年度前期各科・専攻・学年時間割表
(5) 各種規程等一覧(抜粋) (内規や申し合わせも含めてください) ・ 短期大学学則、各学科規程、専攻科規程等 ・ 教授会規則等 ・ 教員人事関係規程等 ・ 学長選出・罷免関係規程 ・ 自己点検・評価関係規程等 ・ ハラスメントの防止に関する規程等 ・ 寄附行為 ・ 理事会名簿	福山市立女子短期大学学則 教授会規程 a. 教員選考規程 b. 教員定年規程 c. 人事委員会規程 d. 教員の任期に関する規程 e. 教務学生部長及び附属図書館長選考規程 f. 教員の他大学への非常勤講師許可に関する規程 g. 特別講師導入及び授業時間の公開に関する細則 a. 学長選考規程 b. 学長選考規程細則 福山市立女子短期大学自己評価委員会規程 a. セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する規程 b. セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 c. 福山市立女子短期大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針 なし なし
(6) 寄附行為	なし
(7) 規程集	福山市立女子短期大学諸規程集
(8) 短期大学・学科等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2006年度福山市立女子短期大学自己点検・評価報告書

(9) 図書館利用ガイド等	図書館利用ガイド
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止のために
(11) 就職指導や進学指導に関するパンフレット	2009年度就職・進学のガイドブック
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	心とからだの相談室案内 キャリアデザインセンター（CDC）の案内
(13) 財務関係書類	なし
(14) その他（オプション項目「特色ある取り組み」の関連資料など）	2007年度現代GP報告書

福山市立女子短期大学に対する短期大学認証評価のスケジュール

貴短期大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009年	1月30日	貴短期大学より短期大学認証評価申請書の提出
	4月13日	平成21年度第1回短期大学評価委員会の開催（平成21年度短期大学認証評価の分科会構成およびスケジュールの確認）
	4月上旬	貴短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出
	4月24日	第452回理事会の開催（平成21年度短期大学評価委員会各分科会構成を決定）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴短期大学より提出された資料の送付
	5月22日	評価者研修セミナーの開催（平成21年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	6月17日	第1回短期大学財務評価分科会の開催
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴短期大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	7月31日	第2回短期大学財務評価分科会の開催
	8月18日	福山市立女子短期大学評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月～	分科会報告書（案）の貴短期大学への送付
	10月2日	実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	12月11日	平成21年度第2回短期大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員会案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴短期大学への送付
2010年	2月5日	平成21年度第3回短期大学評価委員会の開催（短期大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第456回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第103回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）